

種類	リチウムイオン電池				リチウム金属電池											
	UN3480		UN3481		UN3090		UN3091									
国連番号	UN3480		UN3481		UN3090		UN3091									
包装基準(PI)/正式輸送品目名	PI 965 Lithium ion batteries		PI 966 Lithium ion batteries packed with equipment PI 967 Lithium ion batteries contained in equipment		PI 968 Lithium metal batteries		PI 969 Lithium metal batteries packed with equipment PI 970 Lithium metal batteries contained in equipment									
セクション	以上 IA	Watt時定格値 ≧ 単電池 20 Wh 組電池 100 Wh	未満 IB	以上 I	Watt時定格値 ≧ 単電池 20 Wh 組電池 100 Wh	未満 II	以上 IA	リチウム金属含有量 ≧ 単電池 1 g 組電池 2 g	未満 IB	以上 I	リチウム金属含有量 ≧ 単電池 1 g 組電池 2 g	未満 II				
IMP コード	RBI / CAO		RBI / CAO		RLI *適用される場合 CAOを追記		ELI *適用される場合 CAOを追記		RBM / CAO		RBM / CAO		RLM *適用される場合 CAOを追記		ELM *適用される場合 CAOを追記	
受託チェックリスト (CF-4206)	要		要		要		不要		要		要		不要		不要	
正味量/個	旅客機/輸送禁止 貨物機/ 35Kg		旅客機/輸送禁止 貨物機/ 10Kg		旅客機/5kg 貨物機/35Kg		旅客機/5kg 貨物機/5Kg		旅客機/輸送禁止 貨物機/ 35Kg		旅客機/輸送禁止 貨物機/ 2.5Kg		旅客機/5kg 貨物機/35Kg		旅客機/5kg 貨物機/5Kg	
Shipper's declaration	要		要 *包装基準欄に『965 IB』または承認欄に『IB』と記載する		要		不要		要		要 *包装基準欄に『968 IB』または承認欄に『IB』と記載する		要		不要	
航空運送状 定型文言	『 Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations) Cargo aircraft Only (又は "CAO")』		『 Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations) Cargo aircraft Only (又は "CAO")』		『 Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations)』さらに適用される場合 Cargo aircraft Only (又は "CAO")を追記。		『Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 966 又は PI967. (適用するPIを記載)』さらに適用される場合 Cargo aircraft Only (又は "CAO")を追記。		『 Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations) Cargo aircraft Only (又は "CAO")』		『 Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations)』さらに適用される場合 Cargo aircraft Only (又は "CAO")を追記。		『Dangerous goods as per associated (又は attached) DGD (又は shipper's declarations)』さらに適用される場合 Cargo aircraft Only (又は "CAO")を追記。		『Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 969 又は PI970. (適用するPIを記載)』さらに適用される場合 Cargo aircraft Only (又は "CAO")を追記。	
国連規格容器	要 * PG IIを満たす必要あり		不要		PI966 要 PI967 不要		不要		要 * PG IIを満たす必要あり		不要		PI969 要 PI970 不要		不要	
ラベル																
隔離要件	Class1(excepted 1.4S)/Div 2.1/Class 3/Division 4.1/Division 5.1と必ず隔離が必要		不要		Class1(excepted 1.4S)/Div 2.1/Class 3/Division 4.1/Division 5.1と必ず隔離が必要		不要		Class1(excepted 1.4S)/Div 2.1/Class 3/Division 4.1/Division 5.1と必ず隔離が必要		不要		Class1(excepted 1.4S)/Div 2.1/Class 3/Division 4.1/Division 5.1と必ず隔離が必要		不要	
インタクト(BUP)	受託不可		受託不可		受託不可		受託可		受託不可		受託不可		受託可		受託可	
特別規定 A88/A99	SP A88 又は A99が適用される場合、その貨物には発地国*1の当局と運航者の所屬国*2の当局の許可書が添付されていなければならない。		SP A88 又は A99が適用される場合、その貨物には発地国*1の当局と運航者の所屬国*2の当局の許可書が添付されていなければならない		適用なし		適用なし		SP A88 又は A99が適用される場合、その貨物には発地国*1の当局と運航者の所屬国*2の当局の許可書が添付されていなければならない		SP A88 又は A99が適用される場合、その貨物には発地国*1の当局と運航者の所屬国*2の当局の許可書が添付されていなければならない		適用なし		適用なし	
その他の特別規定	適用される場合 SP A154, A164, A183, A201, A206,A213,A331, A334, A802		適用される場合 PI966 は A154, A164, A181, A185,A206, A213, A802、PI967 は A48, A154, A164, A181, A185,A206, A213, A220		適用される場合 SP A154, A164, A183, A201, A206,A213, A334, A802		適用される場合 SP A154, A164, A183, A201, A206,A213, A334, A802		適用される場合 PI969 は A154, A164, A181, A185,A206, A213, A802、PI970 は A48, A154, A164, A181, A185,A206, A213, A220		適用される場合 PI969 は A154, A164, A181, A185,A206, A213, A802、PI970 は A48, A154, A164, A181, A185,A206, A213, A220		適用される場合 PI969 は A154, A164, A181, A185,A206, A213, A802、PI970 は A48, A154, A164, A181, A185,A206, A213, A220		適用される場合 PI969 は A154, A164, A181, A185,A206, A213, A802、PI970 は A48, A154, A164, A181, A185,A206, A213, A220	
備考	備考なし		備考なし		PI966 Section I / IIの場合: 各包装物内の電池は、機器の作動に充当する個数に予備の2セットの個数を超えてはいけない。 PI967 Section IIの場合: リチウム電池マークおよび AWB 定型文言の記載は、2個以下の包装物で、各包装物に 機器に内蔵された4 個以下の単電池または 2 個以下の組電池を超えない場合には適用されない。		備考なし		備考なし		PI969 Section I / IIの場合: 各包装物内の電池は、機器の作動に充当する個数に予備の2セットの個数を超えてはいけない。 PI970 Section IIの場合: リチウム電池マークおよび AWB 定型文言の記載は、2 個以下の包装物で、各包装物に機器に内蔵された 4 個以下の単電池または 2 個以下の組電池を超えない場合には適用されない。		備考なし		備考なし	

注記: 発地国*1: 貨物が最初に航空機に搭載される領土の国をいう。
運航者の所屬国*2: 運航者の事業上(business)最も主要な場所が素材する国をいう。また事業上のそのような場所が無い場合、その恒久的な住所が有る国をいう。